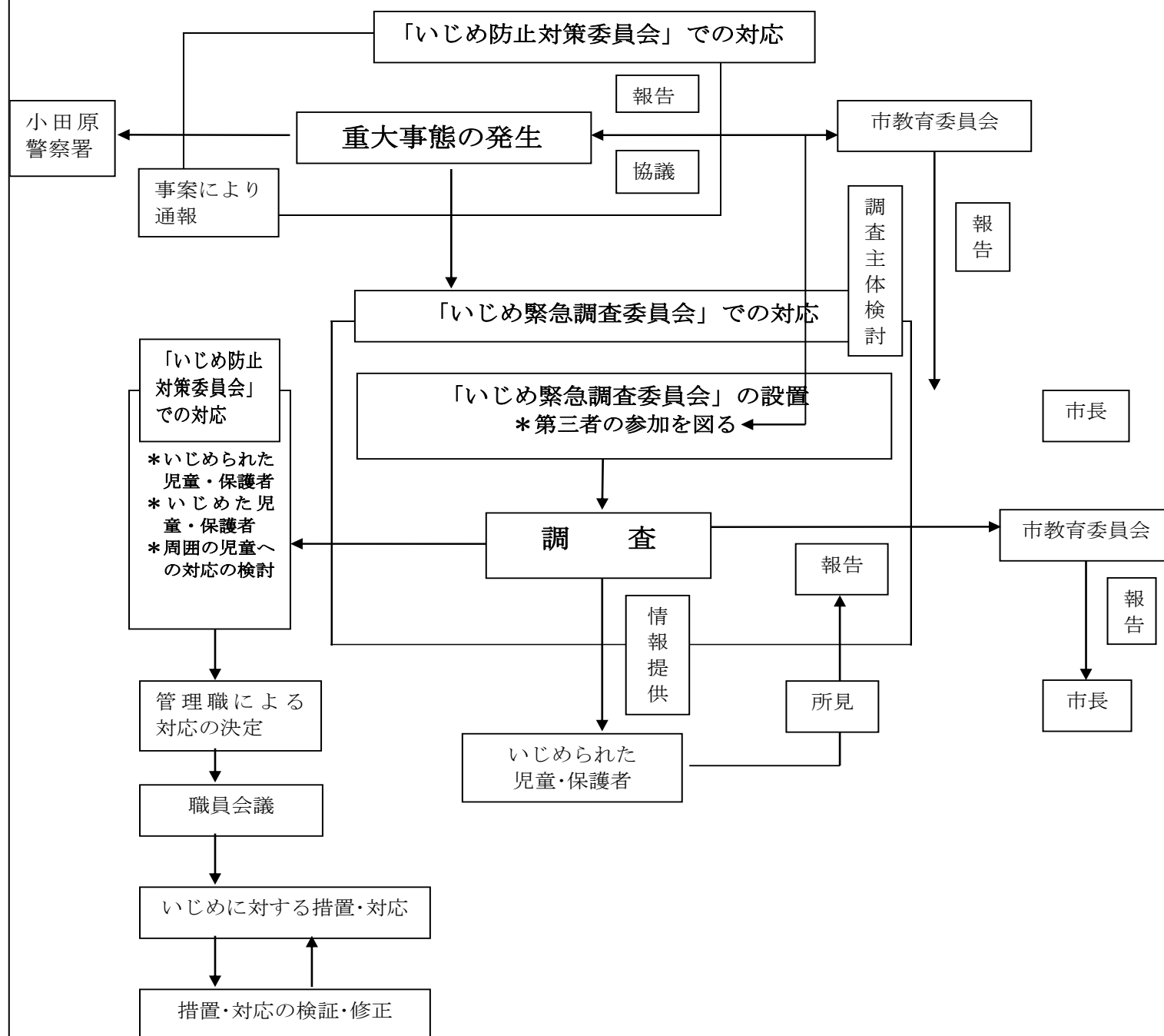


いじめ事案への対応フロー図－②



※ 重大事態の調査主体が市教育委員会の場合は、市教育委員会への資料等の提出など調査に協力する。

※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。